

第 8 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

令和8年2月24日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 8 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和8年2月24日(火曜日)

午前9時59分開議

午前11時25分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第12号)

議案第2号 令和7年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)

議案第12号 令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第4号)

議案第16号 令和7年度熊本県電気事業会計補正予算(第4号)

議案第17号 令和7年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第5号)

議案第18号 令和7年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第2号)

議案第35号 指定管理者の指定について

出席委員(7人)

委員長 高島和男

副委員長 南部隼平

委員 岩中伸司

委員 松田三郎

委員 高木健次

委員 吉田孝平

委員 高井千歳

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 清田克弘

総括審議員兼医監 山口喜久雄

政策審議監 枝國智子

環境局長 原田義隆

県民生活局長 中川博文

環境政策課長 木原徹

水俣病保健課長 中田幸一

水俣病審査課長 塚本健

環境立県推進課長 若杉誠

環境保全課長 廣畑昌章

自然保護課長 野田貞幸

首席審議員

兼循環社会推進課長 村岡俊彦

くらしの安全推進課長 岸森法夫

消費生活課長 浦田武史

男女参画・協働推進課長 小佐井郁里

人権同和政策課長 山本智勇

商工労働部

部長 上田哲也

政策審議監 佐崎一晴

商工雇用創生局長 時田一弘

産業振興局長 中島一哉

商工政策課長 佐藤豊

商工振興金融課長 村上友彦

労働雇用創生課長 荒木貴志

産業支援課長 小松篤史

エネルギー政策課長 吉澤和宏

企業立地課長 山田純子

販路拡大ビジネス課長 渡辺陽司

観光文化部

部長 脇俊也

政策審議監 川寄典靖

観光文化政策課長 佐方美紀

観光振興課長 浦本雄介

スポーツ交流企画課長 松尾亮爾

企業局

局長 久原美樹子

首席審議員

兼総務経営課長 馬場幸一

工務課長 福本政洋
労働委員会事務局

局長 浦田美紀
審査調整課長 守屋芳裕

事務局職員出席者

議事課主幹 須田恵美子
政務調査課課長補佐 那須豊

午前9時59分開議

○高島和男委員長 ただいまから第8回経済環境常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を行いたいと思います。

説明については、環境生活部、商工労働部、観光文化部、企業局、労働委員会の順にお願いします。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、清田環境生活部長。

○清田環境生活部長 環境生活部の議案の概要について御説明させていただきます。

今回提出しております議案は、予算関係1件でございます。

委員会説明資料の1ページ、令和7年度2月補正予算総括表を御覧ください。

補正額(B)欄に記載のとおり、総額2億2,000万円余の減額補正をお願いしております。

今年度の所要見込額を踏まえた事業費の減額等のほか、国の経済対策に対応するための経費及び事業費確定に伴う国庫支出金返納金

を計上しております。

これによりまして、特別会計を含めた環境生活部の令和7年度の予算総額は、一番下の段になりますけれども、総合計の左から3列目のとおり、162億9,000万円余となります。

そのほか、繰越明許費や債務負担行為についてもお諮りしております。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○高島和男委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○木原環境政策課長 環境政策課です。

説明資料、2ページをお願いいたします。

公害対策費について、144万円の増額補正をお願いしておりますが、右側説明欄のとおり、環境政策課職員給与の増額分を計上しております。

当初予算においては、前年度在籍の職員給与を基に算定しておりましたので、今年度の職員給与に合わせて補正するものです。

この職員給与の補正につきましては、各部も同様でございますので、各所属からの説明は省略させていただきます。

環境政策課は以上です。

○中田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

2段目の公害保健費につきまして、9,000万円余の減額と2億5,800万円余の増額、差し引きまして1億6,800万円余の増額補正をお願いしております。

まず、減額の理由ですが、資料右側の説明欄に記載しておりますとおり、いずれの事業につきましても、所要見込額の減によるものでございます。

主な事業の減額の理由を御説明させていた

できます。

1、公害被害者救済対策費の水俣病関連情報発信支援事業の減額理由は、水俣病関係の資料保存に取り組む民間団体からの補助申請額が当初見込みを下回ることなどによるものでございます。

3、水俣病総合対策事業費の(1)水俣病総合対策等事業と(3)水俣病総合対策費等扶助費の減額理由は、いずれも水俣病関係の手帳をお持ちの方の療養費が当初見込みを下回ることなどによるものでございます。

4ページをお願いいたします。

4、国庫支出金返納金の増額補正をお願いしております。

これは、令和6年度の国庫補助金額の確定に伴い、国から概算で受け入れていた補助金のうち、超過受入れ分を国へ返納するものでございます。

5ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

水俣病総合対策事業等委託業務につきまして、11月定例会で4,400万円余の債務負担行為を設定していただいておりますが、今回新たに7,800万円余を加え、合計で1億2,300万円余の設定をお願いしております。

今回の設定分は、水俣病発生地域における健康診査や水俣病関係の相談窓口業務を市町等に委託する業務など、令和8年度当初からの実施に向け、年度内に契約を締結する必要がある事業について、水俣病審査課の分も含め、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

水俣病保健課は以上です。

○塚本水俣病審査課長 水俣病審査課です。

6ページをお願いします。

2段目、公害保健費ですが、2,500万円余の減額補正をお願いしています。

説明欄の1、公害被害者救済対策費につきましては、いずれも所要見込額の減によるも

のですが、(1)の公害健康被害認定審査会は、年度内の開催状況等を、(2)の水俣病認定検診費は、年度内の検診等の実施見込みを、(3)の争訟対策費は、裁判や行政不服審査に係る年度内の審理日程等をそれぞれ踏まえたものでございます。

また、2の水俣病総合対策事業費の治療研究事業につきまして、これは、認定申請中の方に対し、治療等に要した経費の一部を助成する事業でございますが、実績が当初の想定を上回る見込みのため、増額をお願いするものでございます。

水俣病審査課は以上です。

○若杉環境立県推進課長 環境立県推進課です。

7ページをお願いします。

2段目の計画調査費ですが、説明欄の水保全協働推進事業は、公益財団法人くまもと地下水財団負担金の所要額が見込みを下回ったことによる減です。

次に、3段目の公害対策費です。

説明欄の1の環境保全基金積立金は、運用利息額確定に伴う増になります。

2の環境センター運営事業は、委託料等の所要額が見込みを下回ったことによる減です。

説明欄の3、(1)番、地下水ビジュアルイズ発信事業は、デジタル活用推進事業債を活用することによる財源更正になります。

(2)番、地下水利用の影響の最小化に向けた涵養拡大事業は、水田涵養事業拡大に伴う公益財団法人くまもと地下水財団負担金の所要額が見込みを下回ったことによる減になります。

8ページをお願いいたします。

説明欄の4、(1)番、県民ゼロカーボン行動促進事業は、県民会議開催等に関する事務費が見込みを下回ったことによる減になります。

(2)番、2050くまもとゼロカーボン推進事業は、初期投資ゼロモデルによる県有施設への再エネ設備導入に伴う既存設備の改修が不要となったことなどによる減になります。

(3)番、市町村派遣職員人件費負担金は、南関町からの派遣職員人件費の給与改定に伴う増になります。

2段目の工業用水道事業会計等繰出金についてです。

説明欄の工業用水道事業会計繰出金は、職員の基礎年金拠出金に係る公的負担等の経費が見込みを下回ったことによる減と工業用水道事業者に対する電力価格高騰に係る影響緩和に必要な費用の支援に要する経費を計上したのになります。

続きまして、9ページは、繰越明許費でございます。

初期投資ゼロモデルによる県有施設への再エネ設備等を導入する計画について、年度途中に見直しが発生し、令和7年度内に工事が完了しないことが見込まれるため、繰越しの設定をお願いするものです。

続いて、10ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加です。

地球温暖化防止活動推進事業について、県地球温暖化防止活動推進センターを通じた普及啓発活動を年度当初から速やかに開始するため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

環境立県推進課は以上です。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

11ページをお願いいたします。

1段目の公害対策費でございますが、総額1,167万円の減額補正でございます。

右側の説明欄を御覧ください。

2の環境政策推進費は、329万円余の減額を計上しておりますが、環境アセスメントの審査件数が当初見込みより少なかったことに

伴う減でございます。

次に、上から2段目、公害規制費でございますが、総額4,355万円余の減額補正でございます。

右側の説明欄、1の公害防止指導費は、663万円余の減額を計上しておりますが、このうち、(3)有機フッ素化合物(PFOS及びPFOA)対策事業は、飲用井戸所有者等が行う水質検査補助金が予算額を下回ったため減額するものでございます。

2の公害監視調査費は、3,691万円余の減額を計上しておりますが、このうち、(2)環境放射能水準調査は、原子力規制庁の予算削減による検出機器更新の見送りに伴う減でございます。

12ページをお願いいたします。

右側の説明欄を御覧ください。

(6)水質環境監視事業は、水質調査業務に係る入札残に伴う減でございます。

次に、2段目の環境整備費は、1億1,909万円余の減額を計上しております。

右側の説明欄、上水道費の(2)衛星画像解析技術活用漏水調査事業は、市町村と共同で行う事業でございますが、参加市町村数が当初見込みを下回ったこと及び入札に伴う減でございます。

13ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

大気汚染監視業務に係る分析業務委託の限度額につきまして、PM2.5成分分析業務委託の追加に伴う263万円余への増額をお願いするものでございます。

環境保全課は以上でございます。

○野田自然保護課長 自然保護課でございます。

14ページをお願いいたします。

まず、鳥獣保護費でございます。

総額1,460万円余の減額を計上しております。

説明欄3の(1)特定外来生物防除対策事業の420万円余の減額につきましては、国庫内示減に伴うものです。

次に、2段目の自然保護費でございます。

総額100万円余の増額を計上しております。

これは、説明欄1の自然環境保全対策事業費と2の職員給与費を合算したものです。

なお、特定外来生物スパルティナ属防除対策事業の300万円の減額につきましては、国庫内示減に伴うものです。

15ページをお願いします。

観光費でございますが、総額6,650万円余の減額を計上しております。

説明欄2の(3)国立公園満喫プロジェクト推進事業の減額につきましては、国庫内示減に伴うものです。

対象は、阿蘇くじゅう国立公園4か所、雲仙天草国立公園2か所であり、減額に伴い、実施の見送りや事業課間の調整を行いました。

なお、実施を見送った箇所の一部につきましては、令和8年度予算において、国に対し再度要望を行っております。

16ページをお願いします。

繰越明許費です。

観光費でございますが、事項の欄、国立公園満喫プロジェクト推進事業につきましては、国立公園等の施設整備や改修を行うものです。

自然保護課は以上です。

○村岡循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

説明資料、17ページを御覧ください。

2段目の環境整備費につきまして、5,216万円余の減額補正をお願いしております。

内訳につきましては、右側の説明欄を御覧ください。

まず、1の一般廃棄物等対策費につつま

しては、47万円余の減額補正をお願いしております。

これは、災害廃棄物処理支援事業の訓練委託費の所要見込額の減でございます。

次に、2の産業廃棄物対策費につきましては、(1)産業廃棄物適正処理事業、(2)PCB廃棄物処理対策事業、(3)産業廃棄物事業者育成指導及び支援事業、(4)サーキュラーエコノミー移行支援事業、これらは、委託料及び補助金等の所要額の減によるもので、合わせて4,437万円余の減額補正をお願いしております。

次に、3の産業廃棄物等特別対策事業費につきましては、1,260万円余の減額補正をお願いしております。

これは、廃棄物処理計画策定委託費の所要額の減でございます。

18ページを御覧ください。

続いて、4の産業廃棄物税基金積立金につきましては、基金使途事業の執行残等の積立て見込額を多く計上していたために378万円余の減額補正をお願いしております。

最後に、5の国庫支出金返納金でございますが、906万円余の増額補正をお願いしております。

これは、海岸漂着物等地域対策推進事業国庫返納金として、令和6年度に実施いたしました海岸漂着物等地域対策推進事業において、交付額が確定し、漂着物の量が見込みより少なかったこと等による執行残を返納するものでございます。

19ページを御覧ください。

繰越明許費の1件でございます。

これは、令和7年6月議会で予算の議決をいただきました最終処分場設置事業者が実施するPFOS及びPFOAの流出防止対策への補助について、令和7年度内に対策が完了しない見込みのため、環境衛生費1億円の繰越しをお願いするものでございます。

20ページを御覧ください。

債務負担行為の追加2件でございます。

1段目の産業廃棄物適正処理対策業務は、廃棄物処理に係る法律相談業務として、弁護士との顧問契約に要する経費でございます。

2段目のエコアくまもと環境教育推進事業は、エコアくまもとにおける環境教育の実施委託に要する経費でございます。

いずれも年度当初からの契約が必要となるため、66万円と1,533万円を限度額として債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

循環社会推進課は以上です。

○岸森くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

21ページをお願いします。

2段目の諸費でございますが、630万円の減額補正をお願いしております。

これは、犯罪被害者見舞金の給付実績が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

4段目の青少年育成費でございますが、150万円余の減額補正をお願いしております。

これは、青少年育成費のうち、グローバルジュニアドリーム事業の旅行手配に係る業務委託の入札残等による減額でございます。

22ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加が3件ございまして、いずれも犯罪被害者の支援に係る業務委託であります。

上段の性暴力被害者サポートセンター運営業務は、被害に遭われた方々からの相談等に対応するものでございます。

中段の犯罪被害者等支援コーディネート業務は、令和8年度から開始する予定の多機関ワンストップサービス体制において、支援の要となるコーディネート業務を年度当初から実施するものでございます。

最後の犯罪被害者見舞金相談窓口関係業務

は、見舞金の申請に関する支援業務でございます。

いずれの業務も、年度替わりの時期にも切れ目なく実施することができるよう、債務負担行為の設定をお願いするものです。

くらしの安全推進課は以上です。

○浦田消費生活課長 消費生活課でございます。

説明資料の23ページをお願いします。

消費者行政推進費でございますが、1,200万円余の減額をお願いしております。

右側の説明欄をお願いします。

2の消費者行政推進費の地方消費者行政推進事業は、市町村の消費者行政の体制強化の支援などに要する経費で、所要見込額の減によるものでございます。

24ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

消費者生活再生総合支援事業は、多重債務者等に対する総合的な生活再生支援を行うものでございます。

年度替わりでも切れ目なく対応できるように、債務負担行為をお願いしております。

消費生活課は以上でございます。

○小佐井男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課です。

資料の25ページをお願いいたします。

2段目の諸費ですが、ふるさとくまもと応援寄附金の仕組みを使ったNPO法人等への財政支援制度におきまして、本年度の交付額の確定等に伴い、56万円余の減額をお願いしております。

次の3段目の社会福祉総務費ですが、右側説明欄の2、社会福祉諸費は、くまもと県民交流館パレアのLED照明器具の更新等の管理運営事業費の所要見込額の減として、67万円余の減額をお願いしております。

また、3、男女共同参画推進事業費は、

(2)のくまもとの女性活躍促進事業における国の地域女性活躍推進交付金の内示額の減等に伴いまして、157万円余の減額をお願いしております。

説明は以上でございます。

○山本人権同和政策課長 人権同和政策課です。

26ページをお願いいたします。

上段、諸費の減額補正をお願いしております。

右側説明欄、人権啓発推進費の(1)は、国の委託事業として市町村が行う人権啓発活動を支援する経費、(2)は、当課が行う広報・啓発事業に要する経費です。ともに国庫内示減に伴う減額でございます。

次に、27ページをお願いします。

債務負担行為の追加です。

これは、プロバスケットボールチーム、熊本ヴォルターズと連携協力した人権啓発業務を委託するものでございます。

年度当初から実施する必要があるため、債務負担行為の設定をお願いしております。

人権同和政策課は以上です。

○高島和男委員長 次に、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

まず、上田商工労働部長。

○上田商工労働部長 おはようございます。商工労働部でございます。

議案の説明に先立ちまして、県内の景気、雇用情勢、当部の最近の動きにつきまして、概略を申し上げます。

初めに、2月5日に公表されました日銀の金融経済概観では「熊本県内の景気は、緩やかに回復している。」と、9か月連続で判断を据え置かれました。

また、令和7年12月の本県の有効求人倍率

は1.11倍と、前月から0.01ポイントの低下となりましたが、引き続き人手不足の状況が続いており、今後も状況を注視してまいります。

次に、JASM第2工場の動向につきましては、報道にも出ていますとおり、2月5日にTSMCのシーシー・ウェイ会長が高市総理を表敬訪問し、3ナノレベルの最先端半導体を生産する計画に変更を検討している旨表明されました。

県としては、引き続き、第2工場の建設、操業開始に向けて支援してまいります。

続きまして、地域産業成長プランの策定についてです。

現在、国では、地域ごとの産業クラスター形成などを目的とする地域未来戦略の策定に向けた検討が進められています。この中で、各都道府県でも、地場産業の成長プランを策定していくことが求められており、今後開催を予定する有識者会議において意見を聴きながら、産学官金が連携したエコシステムの形成や中小企業の人材育成等のプランを示してまいります。

最後に、くまもと型小規模事業者持続化補助金、通称くまもと型応援補助金についてです。

11月定例会で議決いただきました本補助金につきましては、本日から申請受付を開始いたしました。今定例会に提案している国の経済対策を活用した独自の地域活性化策も含め、事業者の賃上げ環境の整備等の取組をしっかりと後押ししてまいります。

それでは、今回提案しております商工労働部の議案等の概要について御説明いたします。

資料の28ページをお開きください。

補正欄(B)の欄の下段にございますとおり、合計で18億3,300万円余の増額補正をお願いしております。

その主な内容としましては、国の経済対策

を活用した独自の地域活性化策として、燃料費高止まりなどの影響を受けるトラック運送事業者や事業承継、価格転嫁、DX等に取り組む事業者への支援に要する経費及び各事業の所要見込額の減額等でございます。

そのほか、繰越明許費の設定及び債務負担行為の追加についてもお諮りしています。

詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○高島和男委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○佐藤商工政策課長 商工政策課です。

説明資料の29ページをお願いします。

1段目の計画調査費の説明欄1のふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業ですが、奨学金返還等を支援する人数等の確定に伴う所要見込額の減によるものでございます。

2の奨学金返還支援基金積立金は、ただいま説明しました1の事業の支援人数等確定に伴い、支援の原資となります参加企業からの寄附金等の所要見込額が減になったものでございます。

3段目の職業訓練総務費の半導体研修受講支援事業ですが、民間における半導体研修受講等の経費を支援する市町村に対し補助する事業でございますが、今年度事業を実施する水俣市の所要見込額に合わせて減額するものでございます。

30ページをお願いします。

国の経済対策を活用した事業については、その旨を記載しております。

商業総務費の説明欄2の(2)中小企業等価格転嫁力・交渉力強化支援事業は、適切な価格転嫁を定着させていくため、商工団体が実施する事業者向けの講習会の開催や専門家派遣等を支援するものでございます。

(3)のくまもと産業EXPO開催支援事業ですが、令和5年度、6年度に県主催で開催したくまもと産業復興EXPOに代わりまして、令和8年度は、テーマも変更の上、民間団体でありますくまもと半導体グリーンイノベーション協議会が中心となります実行委員会による開催が予定されております。

本事業は、その実行委員会に対して、開催経費の一部を助成するものでございます。

2段目の中小企業振興費の1、組織化指導費補助及び次ページ、31ページになりますが、3の商工会商工会議所・商工会連合会補助は、中小企業団体中央会、商工会商工会議所等に対する人件費補助でございます。

これにつきまして、所要見込額の増及び国の重点支援地方交付金活用に伴う財源更正を行うものでございます。

31ページの2、トラック物流持続的発展支援事業で7億6,400万円余の増額補正をお願いしております。

人材不足や高齢化が深刻なトラック運送業の現状を踏まえ、県トラック協会が実施するトラックドライバーの人材確保や価格転嫁の取組を支援するものでございます。

あわせて、燃料費の高止まりなど、輸送コスト上昇の影響を受ける貨物運送事業者に対し、トラック車両1台当たり4万円——軽トラは1万2,000円になりますが、の定額支援金を交付するものでございます。

続きまして、32ページをお願いします。

繰越明許費の設定でございます。

いずれも、昨年末の国の経済対策を受け、今回の2月補正で計上している事業でございます。年度内の執行が困難であるため、繰越しの設定をお願いするものでございます。

33ページをお願いします。

債務負担行為につきまして、いずれも年度当初からの契約が必要なため、債務負担の設定をお願いするものでございます。

商工政策課は以上です。

○村上商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

説明資料の34ページをお願いいたします。

まず、一般会計についてでございますが、商業総務費の説明欄1の(1)商店街等売上回復支援事業は、商店街等が実施する集客イベントの実施などの売上げ回復に資する取組、(2)こどもキラキラ商店街支援事業は、商店街を活用した子供主体の体験活動や空き店舗への出店等の取組に対して支援を行うものでございます。

2の国庫支出金返納金は、熊本地震に係るグループ補助金で取得した財産の処分等に伴う事業者からの返納金のうち、国庫分を国へ返還するものでございます。

35ページをお願いします。

中小企業振興費の説明欄2の中小企業金融総合支援事業は、県制度融資に係る事務費及び保証料補助の実績が予算額を下回ったため減額するものでございます。

3の(3)中小企業者事業再生等支援事業は、県内中小企業者が経営改善に向けた計画を策定するため、国の補助事業を活用する際の自己負担分に対して支援を行うものでございます。

36ページをお願いいたします。

(4)事業承継・後継ぎ支援事業は、円滑な事業承継のため、事業の引継ぎ準備、後継者の育成、引継ぎ後の経営革新等の取組に対して支援を行うものでございます。

(5)サステナブル地域経済創出支援事業は、持続可能な地域経済の確立のため、商工団体や市町村等が連携して行う事業承継や創業等の取組に対して支援を行うものでございます。

37ページをお願いします。

上段の商工施設災害復旧費の説明欄、(2)なりわい再建支援事業は、令和2年7月豪雨に係るなりわい補助金について、公共事業の

影響等により復旧に着手できていない、または復旧が完了していない事業者に対応するため、国の補正予算を踏まえて計上するものでございます。

(3)被災事業者再建支援事業は、令和7年8月豪雨に係る被災中小企業者再建支援補助金について、4分の1の自己負担分に係る借入れを受けた中小企業者等に対して利子助成を行うものでございます。

38ページをお願いします。

高度化資金等を取り扱う中小企業振興資金特別会計でございます。

中段の元金及び利子は、中小企業基盤整備機構への償還金で、本年度の償還実績に応じて補正を行うものでございます。

39ページをお願いします。

繰越明許費の設定でございます。

上段の商工費、下段の災害復旧費ともに、いずれの事業も、今回の2月補正に計上するなどにより年度内での事業完了が見込めないため、繰越しをお願いするものでございます。

40ページをお願いします。

債務負担行為の追加でございます。

上段のなりわい再建支援利子助成は、なりわい補助金の自己負担分について、金融機関から借入れを行われた場合に利子を助成するものでございます。

下段の被災事業者再建支援事業は、被災中小企業者再建支援補助金に係る受付審査業務等の委託について、年度当初から実施する必要があるため、債務を設定するものでございます。

41ページをお願いします。

被災事業者再建支援利子助成は、37ページで説明しました被災中小企業者再建支援補助金の自己負担分について、金融機関から借入れを行われた場合に利子を助成するものでございます。

42ページをお願いします。

中小企業振興資金特別会計の債務負担行為の追加でございます。

貸付償還台帳管理システムの保守業務の委託について、年度当初から実施する必要がございますので、債務を設定するものでございます。

商工振興金融課は以上でございます。

○荒木労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

説明資料の43ページをお願いいたします。

中段の労働福祉費の説明欄、女性・高齢者の活躍に向けた就労応援事業は、女性専用トイレの整備などの職場環境の改善やスポットワークの活用などの短時間、短期間雇用の導入といった多様な働き方の推進に取り組む中小企業、小規模事業者への支援に要する経費で、国の経済対策を活用した新規事業として、1億6,321万円余を計上しております。

下段の職業訓練総務費の説明欄2、職業能力開発業務運営指導費の(1)熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業は、高等技術専門校の建物の再整備に要する経費で、工事の入札残等について減額するものでございます。

次の(2)リスクリング応援事業は、中小企業や小規模事業者が生産性向上を目的に、従業員に対し、業務に必要な知識や技術等を習得させる場合の研修の受講料等を支援するもので、国の経済対策を活用した新規事業として、7,825万円余を計上しております。

44ページをお願いいたします。

上段の右側説明欄3、認定訓練事業費の認定訓練実施事業は、民間における職業訓練を促進するため、中小企業の事業主や団体等が行う認定職業訓練に必要な運営費等に対し助成するものですが、各認定訓練校における訓練実績を踏まえた所要見込額の増加に伴いまして増額するものでございます。

下段の職業能力開発校費の説明欄3、職業能力開発事業費のうち、(2)障がい者等訓練

手当は、公共職業能力開発施設の職業訓練を受ける障害者等に手当を支給するもの、次の(3)障がい者職業能力開発事業と(4)離職者訓練事業は、いずれも厚生労働省からの委託を受け、民間教育訓練機関等への再委託により、それぞれ障害者、離職者への職業訓練を実施するものですが、いずれも受講者数が計画数を下回ったことに伴い減額するものでございます。

45ページをお願いいたします。

技術短期大学校費の説明欄2、短大運営費の(2)技術短期大学校教育対策事業は、技術短期大学校の各種機器整備の入札残について減額するものでございます。

46ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

いずれも、国の経済対策を活用し、今回の2月補正予算で計上している事業であることから、年度内の執行が困難であるため、全額繰越しをお願いするものでございます。

47ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

4件いずれも、4月の年度当初から各種相談等の事業を行うための委託契約を今年度内に行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

労働雇用創生課は以上でございます。

○小松産業支援課長 産業支援課でございます。

説明資料の48ページをお願いいたします。

まず、表3段目の工鉦業振興費についてです。

(1)の地場企業立地促進費補助は、地場企業の県内における工場等の新增設に対して助成を行うものです。

今年度の補助金交付を想定していた企業の中に、増設部分の操業開始が後ろ倒しになるなどしたものがあつたため、6,400万円余の減額を計上しています。

(5)半導体産学官連携推進事業は、産学官連携による共同研究、人材育成等に対する補助等を行うものです。

大学と企業の共同研究プロジェクトの事業計画の変更等により、3,800万円余の減額を計上しています。

次のページをお願いいたします。

(8)中小企業DX推進臨時補助事業では、1億7,000万円の増額を計上しています。

これは、国の重点支援交付金を活用した経済対策として実施するものです。

物価高騰が続く中でも、県内中小企業の賃上げ環境を整備していくため、デジタル機器等の導入による生産現場等の生産性向上を支援いたします。

次に、産業技術センター費についてです。

50ページをお願いいたします。

3、試験研究費の新規外部資金活用事業(特別支援事業)については、国立研究開発法人科学技術振興機構等から受託を受けて実施する試験研究でございますが、採択件数が当初見込みよりも減少したことから、1億4,800万円余の減額を計上しています。

以上、産業支援課では、合計で1億1,500万円余の減額を計上しています。

続きまして、51ページをお願いいたします。

繰越明許費についてです。

中小企業DX推進臨時補助事業については、国の重点支援交付金を活用した上で、十分な執行期間を確保するため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

そのほか、52ページのとおり、年度当初から業務委託を行う必要がある3件の事項について、債務負担行為を追加しております。

産業支援課は以上でございます。

○吉澤エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

53ページをお願いします。

1段目、説明欄の石油貯蔵施設立地対策等交付金事業です。

これは、八代市の施設の石油貯蔵量が、昨年度に引き続き国の基準を下回り、交付金の対象外となるため、減額するものでございます。

次に、3段目の1、工業振興費の(1)RE100電力供給・利用促進事業の約1億円の減額は、主に脱炭素先行地域における補助事業者に対する交付金の減でございます。

(2)水素エネルギー普及啓発・利活用促進事業は、県内の水素需要調査について、外部委託ではなく、電子システムを利用し、県で調査を実施したことによる委託料の減と、その他の欄でございますけれども、企業版ふるさと納税を充当したことによる財源更正でございます。

鉱業振興費は、委託料の執行残でございます。

続きまして、54ページをお願いいたします。

繰越明許費が2項目ございます。

電源立地地域対策交付金事業は、交付金の対象市町村において、工事に必要な資材の調達ができず、年度内の執行が困難であるため繰り越すものでございます。

RE100電力供給・利用促進事業は、脱炭素先行地域において補助対象事業者の発電施設等の整備が令和8年度になると見込まれるため、繰り越すものでございます。

エネルギー政策課は以上です。

○山田企業立地課長 企業立地課でございます。

説明資料の55ページをお願いします。

工鉱業総務費の説明欄を御覧ください。

2の(1)企業立地促進費補助は、誘致企業による事業所等の新設、増設に対する補助ですが、企業の操業開始が令和8年度以降に延期になったことや補助要件に達しなかったこ

となどに伴い減額を行うものでございます。

(5)の県南地域企業誘致促進事業は、企業グループや市町村等が行う人材確保に向けた取組を支援する県南地域人材確保推進補助金について、執行見込額の減に伴い減額をするものでございます。

56ページをお願いします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計でございます。

2段目の利子を御覧ください。

菊池市で進めている県営工業団地の整備に係る起債の償還利子につきまして、令和6年度は借入れを行わなかったため、減額を行うものでございます。

3段目の一般会計繰出金を御覧ください。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計が、県土地開発公社から工業団地購入のための原資として、当時、一般会計から借り入れている貸付金の償還を行うもので、白岩産業団地の売却収入分として増額を行うものでございます。

次に、57ページをお願いいたします。

繰越明許費です。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計について、新規県営工業団地菊池市事業区の造成工事費において、工事内容の変更等に伴い不測の日数を要したことや八代市事業区の調査設計に時間を要すること等のため、繰越し設定を行うものでございます。

企業立地課は以上です。

○渡辺販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課です。

説明資料、58ページをお願いします。

農業総務費の説明欄1、農産物流通総合対策費の輸出向けHACCP等対応施設整備事業は、食品産業の輸出向けHACCP等への対応に必要な施設整備に対して増額を行う全額国庫補助の事業です。

事業費が見込みを上回ったことにより増額

するものです。

2、ブランド確立・販路対策費の(1)県産農林水産物等輸出推進総合支援事業については、輸出に取り組む事業者への補助を行う海外ビジネス展開支援補助事業において、採択件数や事業費が見込みを下回ったことにより減額するものです。

(2)海外輸出拡大対策事業は、国の重点支援交付金を活用するものであり、県内事業者が海外の新市場にて実施するテストマーケティングや販路開拓に係る費用の支援に要する経費です。

(3)GFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト事業は、海外の規制等に対応した輸出産地形成に取り組む団体に対して助成を行う全額国庫補助の事業です。

国からの内示が見込みを下回ったことにより減額するものです。

以上、合算して6,034万7,000円の増額補正となっております。

次のページをお願いします。

商業総務費の説明欄2、物産振興費の(1)から(3)については、いずれも国の重点支援交付金を活用するものです。

(1)食のみやこ県産品消費拡大魅力発信事業は、物産振興協会等が行う県内事業者の経営力向上に向けた商品の高付加価値化や首都圏等への県産品の魅力発信、販路開拓の取組に要する経費です。

(2)「食のみやこ熊本」球磨焼酎消費拡大推進事業は、国内外での販路拡大に向けた球磨焼酎の魅力発信等に取り組む酒造組合等への支援に要する経費です。

(3)くまもと県産酒物価高騰緊急支援事業は、物価高騰の影響を受ける酒造業者や酒造組合が行う消費喚起に係る取組に要する経費です。

これらを合わせまして、2億5,000万余の増額となっております。

61ページをお願いします。

繰越明許費でございます。

補正予算で説明した輸出向けHACCP等対応施設整備事業、海外輸出拡大対策事業、食のみやこ県産品消費拡大魅力発信事業、「食のみやこ熊本」球磨焼酎消費拡大推進事業、くまもと県産酒物価高騰緊急支援事業は、今年度から来年度にかけて実施することから、繰越しの設定をお願いするものです。

次のページをお願いします。

債務負担行為の追加でございます。

大阪での販路拡大やPRを行う専門スタッフに係る経費について、4月の年度当初から業務遂行が必要であることから、債務負担行為の追加をお願いするものです。

販路拡大ビジネス課は以上です。

○高島和男委員長 次に、観光文化部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

まず、協観光文化部長。

○協観光文化部長 観光文化部関係の議案の説明に先立ちまして、県内観光の現状について御説明申し上げます。

直近の観光庁統計によると、昨年1月から11月末までの外国人延べ宿泊数は約161万人と、過去最多であった一昨年の年間約147万人を既に上回っています。特に、韓国や台湾から継続して多くの方々に来訪いただいている状況です。

国際線については、来月31日に、九州と台中を初めて結ぶ熊本—台中線が新たに就航し、台湾との直行便は週23便まで増便する予定であることから、今後、台湾からのさらなる来訪が期待されます。

このような好機をしっかりと捉え、国内外からのさらなる誘客につなげるため、県内各地の多様な歴史、文化、食等の資源の磨き上げを行うとともに、これらの資源を生かした観光の高度化、高付加価値化を進めてまいり

ます。

また、国の経済対策も活用しながら、物価高騰等の影響を受ける観光関連事業者の支援にもしっかりと取り組んでまいります。

それでは、観光文化部関係の議案の概要について御説明申し上げます。

資料、63ページをお開きください。

令和7年度2月補正予算では、総額で2億262万円余の減額補正をお願いしております。

所要見込額の減に伴う事業費減のほか、主なものとしては、国の経済対策を活用し、宿泊事業者が取り組む生産性向上に資する受入れ環境整備への支援や、食や歴史・文化資源を活用した新たな観光コンテンツの造成及び販売に要する経費、人吉・球磨地域の観光資源を生かした周遊プラン造成やモニターツアー実施等の支援に要する経費を計上しています。

あわせて、明許繰越しの設定を3件、債務負担行為の追加を7件、条例等議案として、指定管理者の指定を1件お諮りしています。

詳細については、この後、担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○高島和男委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○佐方観光文化政策課長 観光文化政策課です。

64ページをお願いします。

2段目、計画調査費のうち、右の説明欄、上段の1、文化企画推進費、下段の2、県立劇場費、そして、次の65ページの商業総務費のうち、伝統工芸振興費は、所要見込額の減に伴う減額補正でございます。

66ページをお願いします。

債務負担行為の追加でございます。

上段の伝統工芸館管理運営業務について

は、令和8年度から令和12年度までの5年間の第5期指定管理期間の管理運営に要する経費に係る債務負担行為の設定をお願いするものです。

下段の熊本地震震災ミュージアム情報発信業務については、今年4月に熊本地震発生から10年となることから、4月に実施するイベントに要する経費に係る債務負担行為の設定をお願いするものです。

飛びまして、73ページをお願いいたします。

議案第35号、指定管理者の指定についてでございます。

先ほど御説明いたしました伝統工芸館管理運営業務につきまして、一般財団法人熊本県伝統工芸館を指定管理者として、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで指定するものでございます。

74ページをお願いいたします。

指定管理候補者の選定について御説明いたします。

中段、4に記載のとおり、選定理由につきましては、施設の設立目的、指定管理制度の趣旨をよく理解した事業計画となっていること、また、経営状況も健全であり、安定的な財政状況であること、加えて、学芸員等の専門的知識を有する職員が在籍していることや多言語対応が可能な職員が配置されていることが評価されたことを踏まえ、指定管理候補者として選定をしたものです。

なお、選定に当たりましては、75ページの中ほどに記載の外部有識者による選考委員会で審査していただいております。

観光文化政策課は以上です。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございます。

資料、67ページにお戻り願います。

説明欄2の観光客誘致対策費としまして、7,800万円余の増額補正をお願いしております。

す。

(1)市町村派遣職員人件費負担金は、今年度新たに市町村から派遣された職員の人件費に対する負担金でございます。

(2)インバウンド誘致推進事業の財源更正は、昨年のお阪・関西万博における観光PR経費について、企業版ふるさと納税による寄附金を充当するものでございます。

(6)観光誘客プロモーション推進事業ですが、国庫を活用したプロモーション事業が不採択になったことに伴い減額を行うものでございます。

(7)宿泊事業者受入環境整備緊急支援事業は、経済対策分として、物価高騰により厳しい経営状況にある宿泊事業者に対して、生産性向上に資する取組を支援し、受入れ環境整備を図るものでございます。

68ページをお願いいたします。

(8)食をフックにした誘客促進事業ですが、経済対策分として、国の補助事業を活用し、地域の食と歴史、文化資源を組み合わせた新たな旅行商品の造成、販売を行うものでございます。

最後に、3、観光基本計画促進費のくま川鉄道沿線周遊促進緊急支援事業ですが、くま川鉄道の全線運行再開を見据え、人吉・球磨地域の観光資源を生かして、地域を周遊できるプランの造成やモニターツアー等の実施を支援し、くま川鉄道の利用促進及び沿線エリアを周遊する観光客の増加を目指すものでございます。

続きまして、69ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定です。

先ほど経済対策分として御説明いたしました右側に記載の3事業につきまして、来年度にかけて事業を実施するため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

70ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加です。

まず、九州観光機構派遣職員宿舍賃借ですが、九州観光機構に派遣する職員の宿舍として、4月1日から借り上げ契約を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

次に、「マンガ県くまもと」構想推進事業ですが、年度当初から、SNSにより、本県ゆかりの漫画、アニメに関する情報発信などを行うため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

最後に、クルーズ船観光客受入体制強化推進事業ですが、年度当初からクルーズ船入港に伴う受入れ業務が発生することから、当該業務委託に係る経費について債務負担行為の設定をお願いするものです。

観光振興課は以上です。

○松尾スポーツ交流企画課長 スポーツ交流企画課でございます。

71ページをお願いいたします。

下段の観光費、2、観光客誘致対策費の(1)市町村派遣職員人件費負担金は、県内市町村からの派遣職員の人件費に対する負担金でございます。

(3) ツール・ド・九州受入環境整備事業は、国の交付金が不採択であったこと等に伴う財源更正でございます。

続きまして、72ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

県民総合運動公園アクセス改善対策事業は、ロアッソ熊本ホーム戦におけるシャトルバス運行など、機動的な渋滞対策を年度当初から準備、執行できるよう、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

スポーツ交流企画課は以上です。

○高島和男委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いいたします。

まず、久原企業局長。

○久原企業局長 企業局関連の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、予算関係としまして、電気、工業用水道及び有料駐車場の3事業会計に係る補正予算をお願いするものでございます。

76ページをお願いします。

3事業会計の補正予算をまとめた総括表でございます。

最下段の合計欄を御覧ください。

3事業会計の収益的収支と資本的収支の合計ですが、補正額として、収入総額で290万円余の減額、支出総額で9,600万円余の増額をお願いしております。

主な内容でございますが、3事業会計共通の職員給与費の所要見込額を踏まえた補正のほか、電気事業会計における市房ダムや工業用水道事業会計における竜門ダムの管理に係る分担金の増額などがございます。

このほか、令和8年度当初から執行が必要な業務の債務負担行為の設定をお願いしております。

詳細につきましては、この後、総務経営課長が説明しますので、よろしくをお願いいたします。

○高島和男委員長 続いて、担当課長から説明をお願いします。

○馬場総務経営課長 総務経営課でございます。

令和7年度2月補正予算について御説明いたします。

説明資料の77ページをお願いいたします。

電気事業会計の収益的収支でございますが、上段の収益的収入の営業外収益は、児童手当等に係る一般会計からの繰入金が減、下段の収益的支出の営業費用は、市房ダム管理

負担金等が増となっております。

78ページをお願いいたします。

電気事業会計の資本的収支でございますが、資本的支出の建設改良費は、発電所設備に係る工事費が減となっております。

79ページは、工業用水道事業会計の収益的収支でございますが、上段の収益的収入の営業外収益の増は、所管施設の電気料金高騰に係る国交付金の増などによるものでございます。

下段の収益的支出の営業費用は、竜門ダム管理分担金等が増、営業外費用は、企業債支払利息の確定等により減となっております。

80ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計の資本的収支でございますが、上段の資本的収入の補助金は、企業債支払利息等に係る一般会計繰入金が増、下段の資本的支出の建設改良費は、企業債支払い利息等が増となっております。

81ページは、有料駐車場事業会計の収益的収支でございますが、収益的収入の営業外収益は、児童手当に係る一般会計繰入金が減となっております。

82ページ及び83ページは、電気事業会計の債務負担行為の設定でございますが、新年度4月1日から実施する発電所設備等の点検業務などについて、年度内契約の必要があることから、それぞれ記載のとおり債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

84ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計の債務負担行為の設定でございますが、工業用水道設備の保守点検業務等について、電気事業会計と同様の理由により、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○高島和男委員長 次に、労働委員会事務局長から説明をお願いします。

浦田労働委員会事務局長。

○浦田労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

今回提案しております補正予算について御説明いたします。

説明資料の86ページをお願いいたします。

当委員会の予算は、委員会費と事務局費で構成されております。

右側の説明欄を御覧ください。

まず、上段の委員会費ですが、労使紛争の審査、あっせん等の実績に合わせ、委員報酬の所要見込額304万円余の減額を計上しております。

次に、下段の事務局費ですが、職員給与費につきまして、現在の職員の配置に応じ、553万円余の減額を計上しております。

以上、最下段のとおり、858万円余の減額補正をお願いするものでございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○高島和男委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

それでは、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○吉田孝平委員 31ページ、商工政策課でございますけれども、2番のトラック物流持続的発展支援事業、これは、トラック協会の会員さんしか、こういった事業を受けられないのか。

それと、あと、1台当たり燃料の補助が4万円と、軽貨物が、1台で1万2,000円の補助があるということでございますけれども、1社当たり何台まで支援を受けることができ

るのか、そこを教えてくださいと思います。

○佐藤商工政策課長 商工政策課です。

ただいまの御質問、2点ございました。

1点目ですけれども、この支援金について、いわゆるトラック協会の会員だけが対象になるのかといった趣旨の御質問だったかと思えますけれども、これにつきましては、会員以外の方でありましても、いわゆる貨物運送業者として登録をされている方が対象になってまいります。

また、2点目でございますけれども、トラック1台当たり4万円、また、軽トラの場合は1万2,000円ということで先ほど御説明をいたしましたけれども、これにつきましては、1事業者当たりの上限額を300万円というふうにしております。ですので、単純に、全トラックが、4万円、軽トラじゃなくて、通常のトラックだった場合には、大体75台相当まで対象にするといったところでございます。

以上でございます。

○吉田孝平委員 ありがとうございます。

トラック協会会員以外もオーケーということでございますけれども、こちに事業所、支店とかを置いている運送業者がいるんですけども、そういったのも対象にはなるんですかね、そこも教えてください。

○佐藤商工政策課長 商工政策課です。

補助の詳細は、また細部は詰めますが、基本的な考えとしては、県内に事業所を有する運送事業者の方が対象になってくるというふうに考えておりますので、今の御質問でありますと、県内に事業所があれば、対象として考えております。

○吉田孝平委員 分かりました。ありがとう

ございます。

じゃあ、すみません、もう1つよろしいでしょうか。

34ページ、商工振興金融課、商店街等売上回復支援事業でございますけれども、すみません、これは、1回使われると、同じ商店街がもう1回、2年連続とか3年連続とか使えるのか、そこを教えてくださいと思います。

○村上商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

ただいまの御質問につきましてですけれども、今年度実施しております分につきましては、1商店街等当たり2回まで申請をいただいて可能ということでしたしております。

実は、来年度につきましては、これを3回まで伸ばせないかなというふうにも考えておりまして、そういった形の支援を拡充したいというふうな方向で今検討を進めておるところでございます。

○吉田孝平委員 分かりました。ありがとうございます。

ぜひ、継続していかないと、なかなか効果がないと思いますので、継続できるようにお願いします。

以上でございます。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 ちょっと小さい話ですけれども、資料、14ページ、自然保護課の野田課長、説明欄の2と3あたりですよ。

昨年は、こちらはあまり影響はありませんでしたけれども、熊の出現によるいろいろな被害があった。それを契機に、例えば、もともとですけれども、県内の市町村からも、なかなか減らないとか、被害が大きいというので、ある程度の数の要望はあってるのかなと

思っております。

そこで、具体的には、この説明欄の2の減額の理由が、これは推進事業ですけれども、国費補助率変更に伴う減というのは、この変更というのが、これでいくと、県の負担が減るから減額になっているのかというのと、次あたり、これは特定外来生物、国庫内示滅に伴う減というのは、やっぱり、結構要望したけれども、それぐらいの金額なり数が認められなかったと、この時期は、ほかの事業を含めて、ほかの部を含めて、大体減額で調整するところはあるんでしょうけれども、その傾向、年内含めてですね、要望の数とかとの関係をお伺いしたいと思います。

○野田自然保護課長 自然保護課でございます。

2点質問いただきましたけれども、まず、2番の鳥獣保護事務費につきましては、主に野生イノシシの豚熱感染に関する血液検体採取業務の委託でございます。これが単価の見直しがっております。1頭当たり1万7,000円だったものが、1頭当たり6,000円というふうに、検査の単価が1万7,000円が6,000円に変わったということで、これは国の事情もございまして、やむを得ない措置かと思っておりますが、そういったことで、全体としては減っております。

2つ目の特定外来生物防除対策事業につきましては、これは、アライグマに関する話でございます。アライグマが、九州各県、特に福岡、佐賀、大分辺りで大分増加しておりますが、本県も若干増加傾向にございますが、それに関しまして、国のほうに、センサーカメラの購入でありますとか、わなの購入、あるいはDNA分析の個体調査、そういったものの要望をしておりましたけれども、これが残念ながら満額はつきませんでしたので、その予算の範囲内で、まずアライグマの回収業務、これが一番大事だということで、回収業

務のほうに重点的に取り組むということで、今対応しているところでございます。

以上です。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

じゃあ、一番要望が多いであろう鹿とかイノシシとか、それはこの3の(2)に入るんですかね。それとも、増減がないんでこれには載ってないのか。

○野田自然保護課長 自然保護課でございます。

今御指摘のとおり、イノシシとか鹿に関しましては、この3の鳥獣保護対策の中の(2)指定管理鳥獣捕獲等事業というのがちょっと関連してまいります。

で、鹿、イノシシの捕獲に関しては、主に3つの柱で事業展開しております。

1つは、狩猟期間において捕るという方法、2つ目が、有害鳥獣駆除によって捕るという方法、3つ目が、県自ら国の補助金を活用して直接捕獲をする、実際は業者に委託をする形になりますけれども、県が直接捕獲する方法を取っております。

その3つ目の捕獲に関する予算が、ちょっと満額つかなかったということで、予算の範囲内で、期間の延長でありますとか、経費の削減を図った上で事業に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○松田三郎委員 はい、結構です。

○高島和男委員長 ほかにございませんか。なければ、以上で質疑を終了します。

○高島和男委員長 それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第12号、第16号から第18号まで及び第35号について、一括して採決したいと思い

ますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外6件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、その他に入りますが、今定例会においては、3月に後議分の委員会もありますので、本日は急を要する案件についてのみ質疑をお願いします。

何かございますか。

○松田三郎委員 質問したときに急を要しないと言われるとあれですが、これは、先ほど上田商工労働部長の追加の総括説明に関して質問すればよかったかもしれませんが、ここにも書いてありますように、これは商工に限ったことじゃないとは思いますが、11月の定例会での後半で、国のほうで経済対策補正予算、非常にスケジュールがタイトな中、執行部のほうも、県議会の閉会日に間に合うように一部を追加上程をして、議会で承認をした。で、年が明けて1月15日にも、そこに間に合わなかった部分を、臨時議会を開催して議決をした。そして今回の補正、あるいは来年度の当初と。で、ある意味非常に厳しいスケジュールの中で、皆さん頑張っていた。

これは、全てとはもちろん言いませんけれども、そこまでやったの——やったのにといいのはあれですけども、なかなか、いろいろな団体にとか、あるいはこの物価高騰を含めて、県民の皆様に、なかなか、どこのルート、いろいろな団体を経由して委託した部分、お願いをした部分によって濃淡はあるんでしょうけれども、あまりまだそういう話を聞か

ないとか、例えば一例で申請を受け付けて、これいろいろな準備があるからやむを得ない部分もあろうかと思いますが、商工労働部に、どうもこの関係には補助金なり交付金なり、重点支援交付金等々を使った事業が行ってないらしいとかという話は聞こえてくるもんですか。それと、言い方です。そこから先はもうそれぞれの団体でやってくださいというような感覚なのか、ちょっと、抽象的な話で恐縮ですが。

要は、せっかく皆さん頑張って、あるいは国も県も市町村も頑張って——頑張ってとはちょっと恩きせがましいですけども、やったのに、そこから先があんまり行き届いてないところがあるらしいというのを最近いろいろ聞きましたので、実態を反映しているのかどうかも含めて、ちょっと入っている情報があれば教えていただきたいと思います。

○上田商工労働部長 御質問にお答えしたいと思います。

正直、肌感覚でしかないんですが、今日受付を開始しました、例えば小規模事業者の持続化補助金、今日は電話がもう鳴りやまず、なかなか回線もつながらないという状態でございます。

他方で、先生のおっしゃったとおり、どういうメニューがあるんですか、私たちは使えるのかどうか分からないとか、どこに問い合わせたらいいのか分からないというような状況があつて、なかなか関心の高い方と、関心が高いけれどもあんまりチャンネルをお持ちじゃない方と、情報の行き届き方に違いがあるのは事実だろうと思っております。

私ども、各団体、商工団体、経済団体、それから関係市町村、被災の関係だと被災した市町村、そういうところには、テレビ、新聞、それからラジオ、それから市町村の広報誌とか、なるべく一番末端まで届くような情報手段を使って広報、周知をやっているんで

すが、なかなかやっぱりたどり着けない方がいらっしやるので、そういう方々もいるという前提で、関係先には私どもも日常から連絡、手配をお願いしているところがございますが、やっぱりまだまだ、メニューが一遍にどおんと出て、どっちも使えると、例えばDXもあると。じゃあ私たちは何を使ったらいんだらうという、本当にきめ細かい一番いいものを選択をして、予算に限りがあるんだったら早く手を挙げなきゃとか。

例えば、よく聞きますのが、ちょっと外れるかもしれませんが、例のプレミアムつき商品券、これもやっぱり、プレミア率が熊本市なんか4割で、あるところはそれにさらに1割上乘せで募集したところ、もう朝の4時、5時ぐらいから行列で、買いたいと思って行ったけれども、売り切れだと、そういうこともございますので、やはり、本当にきめ細かいところまで各団体と密に連携して、タイムリーに、やっぱり引き続き地道にやっていくしかないかなというふうに思っております。頑張ってます。

以上です。

○松田三郎委員 以前からも部長にはそういうお願いをして、いろいろなチャンネルを通じて、周知徹底なりしていただいているのは評価したいと思います。

そこから先は、なかなか皆さんから言いにくいとは思いますが、やっぱり何かしようと思ふ人は、そっち側も努力していただいて、いろいろ調べて、熊本市の商品券は別として、あれはちょっとどうかなと思いますけれども。やっぱそれなりの努力を多少してもらわないと、黙って、何かいい事業なり、あれがこぼれ落ちてくるという時代でもないとは思いますが、そこは、我々が、ある意味では、別の手が届かない方にも、団体にも、周知徹底をお願いしていくというのを一方ではしなきゃいけないかなと思っております。

す。

あと、すみません、これも私の中では急を要すると思いますので。

今日、我々の手元にありますこの要望書の——これは循環社会推進課になるかなと思いますけれども、津奈木町のお話が出ております。

一方、先週ですか、たまたま私テレビ見とりましたら、二見町で八代——これは部長が一番あれかもしれませんが、八代の二見町での、そこに、議長宛てに何か要望なされた。

これは、やっぱり規模とか種類が違いますので、一概には言えないと思いますが、かつて我々も、一般廃棄物じゃなくて産業廃棄物に関する処分場の建設等々、それは県内でもいろいろあったとは思いますが、ちょっと久しぶりなんで、制度として、法律があって、条例があってでしょうけれども、産業廃棄物、一部ある部分の設置をする場合、法律上、いろいろ要件があると思うんですね。要は、県として、そういう要件がそろっている前提で、なおかつ何か裁量的に判断を加えて許可、不許可ができる類いなのか、もしくは、もうそろってたら許可せざるを得ないのかというのが1点と、その場合、たしか、地元住民の説明会というのは、要件とか必須の条件であったと思いますが、仮に地元が反対しているという場合に、地元の捉え方にもよるんでしょうけれども、その場合、それを理由に許可しないということができるところは、今日じゃなくても結構ですけども、これ、次の後議分までにちょっと事態が動くこともあるのかなと思いますので、私だけか、ほかの委員の先生にも参考までに、そういう手続の中身をちょっと教えていただければと思います。

○村岡循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

御質問の件なんですけれども、津奈木は、産業廃棄物の焼却炉で、二見のほうは、安定型の最終処分場ということになります。

いずれも、廃棄物処理法上で、許可する場合の知事の裁量権はございません。あくまでも、許可の要件を満たせば許可をしなきゃならないと、そういった類いの法律というふうになっております。

ただ、その中で、大きく、要件として、1点目は、法律の基準を守られているかどうか。これは、通常申請がなされていけば、その基準は大体守られている形で提出はされます。

2点目、周辺環境に配慮された計画であるかどうか。この2点目というのが、ある幅は持っているところでございまして、事業者の計画が、その周辺住民のいろんな懸念も含めて、環境に配慮されたものであるかどうか、そこが一つ判断するポイントにはなってくるかと思えます。

あと、もう1点、地元の住民の方々の反対をもって不許可とできるかということに関しましては、最初の御質問でのお答えのとおり、その類いの裁量権はございません。あくまでも許可要件を満たすかどうかというところになります。

以上です。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

基本的には裁量権がないということですので、例えばですよ、今日はマスコミもインターネットもありますので、なかなか、それ以上私も聞くつもりありませんし、課長も言にくい部分もあるんだろうと思っております。

ただ、これは毎回そうですが、県、だから最終的には知事ですよ。例えば要望が出ているように、何か県がいろいろ考えてやれば、許可もできる、不許可にもできるというような誤解がこの事前にあるならば、かなり

期待が上がって、許可せざるを得ない場面で許可をしたという、ちゃんと手続を回ったとしても、何か非常に批判されそうな状況がだんだんだんだん出てくるのではないかと、かといって県に、前もって言い訳をして、今のように、条件がそろえば許可せざるを得ないんですよというのを、前もってアナウンスするというのは非常に不自然かもしれませんが、そういう状況をちょっと心配しますので、またいろいろ、中身についても個別にお尋ねしたいと思っております。ちょっと心配をしてお尋ねしたということでございます。

以上です。

○高島和男委員長 ほかに何かありませんか。

○高木健次委員 先ほど脇部長から、観光客が161万から147万人増えたということで、非常に日本に対する観光客が、今書いてある韓国、台湾、多いんですね。他県では、オーバーツーリズムとか、観光客による事故ですよ、いろいろ各地で増えているというような状況もあるんですね。

一番悲しいことは、もう一月前でしたかね。阿蘇の火口でヘリコプターが墜落をして、犠牲者が3名出ているというような状況で、場所が場所だけに、非常に救難ていいますか、遺体を上げて元に戻すと、地上に連れてくるということができてない。東京消防庁あたりからもちょっと応援が来たんですけども、今の技術ではどうしてもできないというような状況で、これは阿蘇を観光地とする熊本県からしても、非常に国際的にもちょっと大きな問題になるのかなという感じもするんですね。

非常に観光客が増えている中で、各地観光客でそういう事故がないように、やっぱり観光振興を図る上では、その辺に非常に注意を払っていかなければ、今からの時代は、どん

どンドン観光客増えておる状況ですから、その辺は、部長の感覚として、どういふふうにやりたいというのは、この辺についての意見というのはありますか。

○脇観光文化部長 ちょうど1か月前の、阿蘇でのヘリコプター事故というのは大変不幸なことでありまして、なかなかやっぱり避けられる、避けられないというのはいろいろあったと思うんですけども、当然、その事故の影響で、今火口に入ることは非常にできないような状況になっています。

ただ、これまでは、先が見えないというか、どういう形で取り組んだらいいのかという話がなかなか先に進まなかったところが、報道によりまして、ある程度、人は入らないけれども、重機含めて何か今から検討を進めるという話になってますので、少し前に進んでいくんじゃないかなというふうに期待をしているところです。

当然、今、委員御指摘のとおり、阿蘇に限らず、お客様が大変増えております。例えば、車での接触事故も含めて、幾つかやっぱり、人が増えてくれば事故があつておりますので、我々としても、そこは懸念をしているところではございます。

ですので、やっぱり、いろいろな観光地に、当然、一つは、集中をせず、いろんなところに多様な観光資源、いろいろありますので、阿蘇、天草、人吉、それから山鹿、玉名とかいう形で、八代もそうですけれども、ありますので、こういったところにできるだけ分散してお客様に行っていただくような形で我々としてもしっかりとしたプロモーション活動もしていかなきゃいけないと思っておりますし、また、看板や道路の整備等々にしっかりと配慮させていただきながら、関係部局とも一緒になって、できるだけ安心、安全に皆様がアクセスできるように努めていきたいなというふうに思っています。

特に、できるだけ公共交通機関みたいなものをしっかりと使っていただいて、できるだけ混雑、それから事故がないように努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○高木健次委員 阿蘇のヘリコプターの墜落は、一つはちょっと特異な事故で、ヘリコプターに観光客が乗ったということで、ただ、やっぱり私も、阿蘇火口をセスナで1回飛んだことあるんですね。やっぱり飛ぶときに、ここに落ちたらどうしようかなという感じがしてね、とても心配しましたけれども、観光客は、やっぱり阿蘇の火口を見たいとか、そういうことに駆られて、やっぱりヘリコプターあたりに乗るんでしょうけれども、運用する会社ですよ、ここあたりも、この辺は特に、観光立県熊本県としては、そういう警告、その辺は——火口の真上を飛んだりとか、やっぱり周辺に近づいての運航というものは、しっかりとあれをするべきじゃないのかなという感じがするんですよ。大きな事故になっておりますけれども、これからの熊本の観光を支えていくためにも、この辺は一番重要なことではないのかなというふうに思いますので、その辺はしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

○高島和男委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第8回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午前11時25分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
経済環境常任委員会委員長